

海外に出国する子どもの教育について

豊田市には、保護者の海外赴任により、海外で学んでいる子どもたちが多くいます。海外で学ぶ場合には、現地校、インターナショナルスクール、日本人学校、補習授業校などの教育機関がありますが、どの場合でも、日本の学校で使用している教科書を受け取ることができます。ここでは、出国が決まってからの手続きについてお知らせします。

1 子どもの教育のための海外出国の手続き

- (1) 海外へ出国する場合、現在の学校は退学することになります。
海外へ行くことが決まった時点で、すぐに担任に御相談ください。
- (2) 海外の学校へ持参する書類を準備します。
※ 教育機関によって必要な書類は異なります。
 - ① 日本人学校に編入学する場合（ア～ウは、在籍校からお渡しします）
 - ア 指導要録の写し
 - イ 健康診断票
 - ウ 歯の検査票
 - ② 現地校、インターナショナル校、補習授業校に編入学する場合
 - ・必要書類はありませんが、学校から請求される場合があります。
 - ・学校では、英文の在学証明書、成績証明書、卒業証明書の作成が可能ですので、必要な場合は学校へ御相談ください。
- (3) 海外で使用する教科書を受け取るための手続きをします。
 - ① 海外ではこれから出国されるお子さんが現地到着当初に使用する教科書は用意されていません。出国前に受取が必要です。在籍校に「教科書給与証明書」の発行を依頼してください。
下記のURLかQRコードから申請を行ってください。

・名前・郵便番号及び住所・電話番号・対象となるお子さんの学年
・出国予定日・滞在予定年数・渡航先・通われる予定の学校種別
(日本人学校／現地校／インターナショナル校 未定の場合は空欄)

ア 請求先：海外子女教育振興財団 教育振興チーム 教科書担当

イ 電話：03-4330-1341

ウ メール：kansai@joes.or.jp

エ URL：https://www.joes.or.jp/kojin/kyokasho/syukkokumae

※ 送付経費については、申請書類送付の際に案内があります。



【JOES ホームページ 出国前教科書無償配付】

② 次年度以降の教科書を受け取るための手続きについて

出国した次年度からの教科書の受取は、在外公館（大使館・領事館）を通じて行います。在外公館に「在留届」を提出し、今後の教科書の受け取りについて御確認ください。詳しくは、最寄りの在外公館にお尋ねください。

2 在外教育施設についての詳しい情報

文部科学省国際教育課のホームページサイト「クラリネット（CLARINET）」では、在外教育施設の情報や連絡方法などが入手できます。各国の日本人学校、日本語補習授業校などの情報は、「海外子女教育振興財団」「名古屋国際センター」などで入手できます。

◇ クラリネット（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

◇（財）名古屋国際センター

住所：〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1

電話：（052）581-0100

メール：info@nic-nagoya.or.jp

3 海外児童生徒教育についての相談

豊田市教育国際化推進連絡協議会では、海外出国及び帰国児童生徒の教育に関する相談窓口を開設しています。お困りのことなどがありましたら、お気軽に御相談ください。

<相談窓口・受付時間>

◇ 相談窓口1 豊田市教育委員会 学校教育課

住所：〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 東庁舎6階

電話：（0565）34-6661

メール：gakkou_k@city.toyota.aichi.jp

受付日時：月曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時00分

◇ 相談窓口2

外国人児童生徒等サポートセンター

住所：〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 東庁舎6階

電話（0565）34-6019

受付日時：月曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時00分

4 一時帰国中の体験入学について

海外から一時的に帰国した際に、日本で在籍していた学校等に体験入学をすることができます。体験入学を希望される場合は、以下のことを御確認の上、該当の学校へ御相談ください。

- ・日本の小学 1 年生から中学 3 年生までの年齢の児童生徒に限ります。
- ・住民登録をしていない場合に限ります。（住民登録をすると編入学になります）
- ・体験入学は、1 か月以内とします。（1 か月以上の場合は要相談）
- ・「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」への加入をお願いしています。
- ・教材費などは実費になります。

※学校へ連絡後、学校長宛てに「体験入学申請書」を御提出ください。